

施工時期選択可能工事制度について

1 趣旨

工事開始日を受注者が任意に選択できる制度の活用により、労働力の確保、労働条件の改善、労働災害の防止、技術者の適正配置等、効率的な施工体制の確保に努め、より一層の工事施工の平準化と円滑な実施を図る。

2 施工時期選択可能工事制度

施工時期選択可能工事制度は、次の各号に掲げる事項を適用するものでなければならない。

- (1) 受注者は、契約締結日から発注者が指定する工事開始期限日までの期間で、工事開始日を選択することができること。
- (2) 受注者が工事開始日の選択を希望する場合は、落札通知日から起算して7日以内に工事開始日選択承認申請書（別紙1－1）を発注者に提出し、発注者の承認を受けなければならないこと。
- (3) 契約締結日から工事開始日の前日までの間は、主任技術者又は監理技術者及び現場代理人の配置を求めないこと。
- (4) 工事開始日の前日まで（以下、「余裕期間」という。）の間の現場管理は発注者の責任において行うこととし、工事の施工（現場事務所等の設置、工場製作等）を行わせないこと。ただし、現場に搬入しない資機材の準備は可とする。
- (5) 工事開始期限日は、全体工期の30%を超えず、かつ、4ヶ月を超えない範囲を目安として定めること。なお、債務負担行為を設定した工事については、工事開始期限日を、翌年度に設定することが可能であること。
- (6) 施工時期選択可能工事制度を適用するものについては、「競争入札で行う建設工事の契約日の取扱いについて（通知）（令和7年1月30日付け監第2742号）」の適用の対象外とする。
- (7) 発注見通しの公表及び入札・契約の内容の公表においては、工事名の先頭に「【施工時期選択可能工事】」の文言を付け加え明示する。

3 対象とする契約

(1) 対象所属

地域振興局農林（農業）振興部、農村整備部、農林水産振興部等農地部関係所属

(2) 対象事業

国庫補助事業（交付金を含む）及び県単独事業

(3) 対象契約

次の条件すべてを満たす工事を対象とする

ア 農地部関係所属の県営工事

- イ 予定価格が400万円を超え1億2,000万円未満で入札に付する工事
- ウ 工事開始期限日を設定した場合、諸条件（設計変更による所要日数の変更、工事中止による工期延長等）を考慮しても繰越が生じる可能性がない工事

（4）対象除外契約

- ア 災害復旧工事など緊急性のある工事
- イ 繰越の可能性のある工事（ただし、当初契約から翌年度に渡って工期を設定できるものを除く）
- ウ その他制度になじまない工事（他部局等からの受託工事、用地が確保されていない工事、随意契約工事等）

4 事務処理の流れ

（1）指名通知～契約まで

- ア 指名通知書に「施工時期選択可能工事制度」対象の旨を記載し、特別仕様書（別紙2）を添付する。
- イ 落札者が工事開始日の選択を希望する場合は、落札通知の日から起算して7日以内に工事開始日選択承認申請書（別紙1-1）を発注者に提出し、工事開始日承認書（別紙1-2）により承認を受けること。
- ウ 落札通知の日から起算して7日以内に契約を締結すること。なお、契約保証期間は、契約締結日から完成期限までとすること。

（2）契約後

落札者が工事開始日の選択を希望し、発注者に承認された場合は、「着手届」及び「工程表」は、工事開始日から7日以内に提出すること。

なお、受注者における工事实績情報サービス（コリンズ）への登録は、工事着手後に監督員の確認を受け、着手後、速やかに行うこと。

（3）工事開始日の変更について

受注者が工事開始日の変更を希望する場合は、工事開始日変更承認申請書（別紙3-1）を発注者に提出し、工事開始日変更承認書（別紙3-2）により発注者の承認を受けた後、変更契約を締結しなければならない。

なお、特別仕様書（別紙2）で指定した工事開始期限日を超えて、工事開始日の変更をすることはできない。

（4）前金払の取扱いについて

新潟県建設工事請負基準約款第35条の定めによる前金払の請求は、発注者が承認した工事開始日からできるものとする。

5 積算関係

積算にあたっては、工事開始期限日を起算日とした標準工期又は積上げ工期の日数分の期間を工事期間とし、契約締結予定日から工事開始期限日の前日までを余裕期間として全体工期を定めて行う。

冬期工事に係る労務費の補正は、「冬期工事の補正積算取扱要綱（令和8年4月13日改正）」に基づき行うこととし、受注者の工事開始日選択により発生する経費（積雪寒冷地における冬期補正、除雪費等）については、発注者は負担しないものとする。

ただし、受注者の責によらない事情が生じた場合は、「土木工事変更設計ガイドライン（平成25年4月新潟県農地部）」のとおり適切に対応する。

工事開始日選択承認申請書

		年 月 日
〇 〇 地 域 振 興 局 長 様		
(申請者) 住 所 氏 名		
落札した下記工事について、工事開始日を選択したいので、申請します。		
事 業 名		
地 区 名		
工 事 名		
工 事 場 所		
落 札 通 知 日		年 月 日
工 事 開 始 期 限 日		年 月 日
申 請 事 項	工 事 開 始 日	年 月 日
	工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)
選 択 理 由 (該当に○)		(1) 労働者を確保するため (2) 下請業者を確保するため (3) 建設機械等を効率的に運行するため (4) 必要な建設資材等の調達が困難なため (5) 現場労働者の休日を確保するため (6) 残業時間を減少させるため (7) 現場代理人、主任技術者等を適正配置するため (8) その他 (具体的に)

〇〇〇第 号
年 月 日

(申 請 者 名) 様

〇〇地域振興局長

工事開始日承認書

別紙、工事開始日選択承認申請について、下記の条件を付して承認します。

記

- 1 工事開始日 年 月 日
- 2 工事期間 年 月 日から 年 月 日まで
(日間)
- 3 その他の条件
工事開始日の前日までの間は、工事の施工（現場事務所等の設置、工場製作等）を行ってはならない。ただし、現場に搬入しない資機材の準備はできるものとする。

※ 3 留意事項の（５）（７）の文言は、工事の内容等により適宜修正すること。

別紙 2

施工時期選択可能工事制度に係る特別仕様書（記載例）

- 1 本工事は、工事開始日を、発注者が指定する工事開始期限日の範囲内で受注者が任意に選択できる「施工時期選択可能工事」である。
- 2 本工事の工事開始期限日は、 ○年○月○日とする。
- 3 留意事項
 - （１）落札者が工事開始日の選択を希望する場合は、落札通知の日から起算して7日以内に「工事開始日選択承認申請書（別紙1－1）」により、発注者の承認を受けなければならない。
 - （２）落札通知の日から起算して7日以内に契約を締結すること。
 - （３）契約日から承認書で承認した工事開始日の前日までの間（以下、「余裕期間」という。）は、主任技術者又は監理技術者及び現場代理人の配置を要しない。
 - （４）工事实績情報サービス（コリンズ）の登録は、工事着手後に監督員の確認を受け、着手後、速やかに行うこと。
 - （５）余裕期間内において、現場事務所等の設置、測量、詳細設計・工場製作（施設機械工事等共通仕様書に基づいて実施するもの）、資機材の工事現場への搬入、仮設物の設置等一切の工事準備、及び工事を行ってはならない。ただし、下請との契約、作業員・建設資機材等の確保（現場への搬入を除く）並びに関係機関への協議文書等の届出などは、工事準備に該当しないものとする。
 - （６）余裕期間の現場管理は、発注者の責任において行うものとする。
 - （７）積算にあたっては全体工期（契約締結予定日を起算日とした完成期限）を基準としており、工事開始日選択により発生する経費（積雪寒冷地における冬期補正、除雪費等）については、受注者の負担とする。ただし、受注者の責によらない事情が生じた場合は、「土木工事変更設計ガイドライン（平成25年4月新潟県農地部）」のとおり適切に対応する。
 - （８）前金払の取扱いについては、新潟県建設工事請負基準約款第35条に定めるところにより行うものであるが、請求は発注者が承認した工事開始日からできるものとする。
 - （９）契約の保証は、新潟県建設工事請負基準約款第4条に定めるところにより行うものとし、その期間は契約締結日から完成期限までとする。
- 4 落札者が工事開始日の選択を希望し、発注者に承認された場合は、「着手届」及び「工程表」は、工事開始日から7日以内に提出すること。

工事開始日変更承認申請書

			年 月 日
○ ○ 地 域 振 興 局 長 様			
(申請者) 住 所 氏 名			
契約した下記工事について、工事開始日を変更したいので、申請します。			
事 業 名			
地 区 名			
工 事 名			
工 事 場 所			
契 約 日			年 月 日
工事開始期限日			年 月 日
申 請 事 項	変 更 前	工 事 開 始 日	年 月 日
		工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)
	変 更 後	工 事 開 始 日	年 月 日
		工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)
変 更 理 由			

〇〇〇第 号
年 月 日

(申 請 者 名) 様

〇〇地域振興局長

工事開始日変更承認書

別紙、工事開始日変更承認申請について、下記の条件を付して承認します。

記

- 1 工事開始日（変更後） 年 月 日
- 2 工事期間（変更後） 年 月 日から 年 月 日まで
(日間)
- 3 その他の条件

工事開始日の前日までの間は、工事の施工（現場事務所等の設置、工場製作等）を行ってはならない。ただし、現場に搬入しない資機材の準備はできるものとする。